

平成21年 3月27日

**平成20年度  
障害者自立支援対策臨時特例  
交付金に関するQ & A**

## 事業運営安定化事業

Q 1 事業運営安定化事業に係る額の算定に当たっては、各月における給付単位数に係る個別支援計画未作成減算等は対象にならない旨明記していただきたい。

A 1 「各月における給付単位数」を、減算後の単位数にしてしまうと不正に多く給付されてしまうことから、各種減算前の単位数を用いることにするよう、事務処理要領等で示す予定。

<障害福祉課福祉サービス係>

## 事業運営安定化事業

Q 2 平成21年3月の利用分について、国保連の請求を通して平成21年4月に市町村が支出した場合、事業運営円滑化事業と事業運営安定化事業のどちらとして市町村に交付するのか。

A 2 平成21年3月の利用分については、平成20年度の事業として「事業運営円滑化事業」に、平成21年4月の利用分については、平成21年度の事業として「事業運営安定化事業」に基づいて行っていただくこととする。

<障害福祉課福祉サービス係>

## 通所サービス等利用促進事業

Q 3 今回、短期入所の送迎も助成の対象となったが、実施主体は支給決定市町村となっている。当県では、現行の通所サービス利用促進事業において、実施主体を「所在地市町村」として統一的に実施しているため、この場合は短期入所も同様に「所在地市町村」を実施主体をしても差し支えないか。

A 3 通所サービス等利用促進事業のうち、短期入所においては実施主体を「支給決定市町村」と示しているところであるが、従来より実施している通所サービス利用促進事業の実施主体を「所在地市町村」として統一的に行っている場合など、短期入所の実施主体をこれと別にした場合に支障が生じる場合については、実施主体を「所在地市町村」に統一して実施することは差し支えない。  
なお、少なくとも都道府県ごとに同一の取扱とすること。

<障害福祉課福祉サービス係>

## 通所サービス等利用促進事業

Q 4 短期入所の送迎を行う場合についても、原則として1回の送迎につき平均10人以上などの要件が必要となるのか。  
また、通所サービスの送迎とあわせて短期入所の利用者を送迎する場合又は送迎を外部事業者へ委託する場合も補助対象となるか。

A 4 短期入所については、利用人数等の要件は特段設定していない。送迎1回（片道）につき1人1,860円を助成する。  
なおその際、通所サービスで実施する送迎と同時に行う場合や、外部事業者へ委託することも助成対象として差し支えない。

<障害福祉課福祉サービス係>

## 通所サービス等利用促進事業

Q 5 短期入所の送迎においても、通所サービスと同様、補助単価と現に送迎に要する費用のいずれか少ない金額を助成すべきか。

A 5 短期入所の送迎については、通所サービスと異なり、1回あたりの補助単価を設定しているため、送迎の回数に応じて助成を行うものとする。

<障害福祉課福祉サービス係>

## 新事業移行促進事業

Q 6 日中活動事業と施設入所支援に移行した場合、それぞれのサービスに対して補助の対象としてよいか。また、具体的には何を対象経費とすべきか。

A 6 平成21年3月31日までににおける「新事業移行時特別加算」と同主旨であり、障害者支援施設へ移行した場合は、実施するそれぞれのサービスを補助対象としてかまわない。  
また、当該事業は新体系移行にともなう経費を包括的に評価して、1か月間分をまとめて助成するものである。

<障害福祉課福祉サービス係>

## 新事業移行促進事業

Q 7 補助単価については、「1人につき」となっているが、たとえば1か月間で1日のみの利用の方も、1人として数えて差し支えないか。

A 7 新体系事業移行にともない、利用者及び家族等への説明、契約書の作成等の諸経費を包括的に評価するものであるため、仮に1日のみの利用であっても「1人」として数えることとする。

<障害福祉課福祉サービス係>

## 事務処理安定化支援事業

Q 8 地方公共団体が設置した障害児・者施設については、助成の対象となるか。

A 8 地方公共団体が設置した施設（地方自治法による指定管理者制度等により、社会福祉法人等へ運営委託をする場合を除く。）、国の所管に属する独立行政法人国立病院機構の設置する施設、児童福祉法第7条第6号に規定する指定医療機関は含まないものとする。

<障害福祉課 福祉サービス係>

## 事務処理安定化支援事業

Q 9 事務職員を常勤換算で2人以上配置等していることが助成の条件となるが、主たる事業所と従たる事業所を設定している場合、各事業所の事務職員を合わせて常勤換算で2人以上配置等していれば、助成の対象となるか。

A 9 助成の対象となる。

<障害福祉課 福祉サービス係>

## 事務処理安定化支援事業

Q10 事務職員を法人本部にしている場合は、助成の対象となるか。

A10 法人本部にしている場合は、助成の対象としない。  
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、特定旧法指定施設及び障害児施設が助成の対象である。

<障害福祉課 福祉サービス係>

## 事務処理安定化支援事業

Q11 短期入所については、助成の対象となるのか。

A11 短期入所については、助成の対象としない。

<障害福祉課 福祉サービス係>

## 事務処理安定化支援事業

Q12 事務職員の配置は、現在既に複数いる施設について助成するのか。それとも、この事業を契機として複数事務職員を配置した施設についても助成するのか。

A12 いずれの場合も助成対象とする。

<障害福祉課 福祉サービス係>

## 事務処理安定化支援事業

Q13 補助単価は7月中における実利用者的人数に応じて助成を行うこととなっているが、利用者の上限は設けないのか。また、補助金額についての上限はもうけないのか。

A13 利用者の上限は設けない。また、補助金額についても上限を設けない。

<障害福祉課 福祉サービス係>



## 事務処理安定化支援事業

Q14 事務職員の数については、常勤・非常勤を問わず常勤換算で必要数を満たしていれば本事業の助成対象となるのか。

A14 お見込みのとおり。

<障害福祉課 福祉サービス係>

## 事務処理安定化支援事業

Q15 障害者自立支援法施行前（障害児施設給付費導入前）から条件をみたしている施設についても助成の対象となるのか。

A15 助成の対象として差し支えない。

<障害福祉課 福祉サービス係>

## 事務処理安定化支援事業

**Q16** 事務職員はいつの時点で配置していなければならないのか。例えば年度当初は条件を満たしていないが、年度途中で新たに事務職員を配置した場合でも本事業の助成対象となるのか。  
また、その時点で助成対象となればその後年度途中で退職者が出てもかまわなか。

A16 年度途中で新たに事務職員を配置した場合でも本事業の助成対象として差し支えない。また、年間を通じて満たしている必要もない。  
また、ある時点で助成対象となる要件を満たしていれば、その後年度途中で退職者がでたとしても助成の対象として差し支えない。  
例えば、7月中に助成の要件を満たす事務職員を配置していれば、助成の対象として差し支えない。  
各都道府県において、各々基準とする時点を設けていただいて構わない。

<障害福祉課 福祉サービス係>

## 事務処理安定化支援事業

**Q17** 利用者1人当たりの助成単価について、例えば日中活動系サービス（定員50名）であって契約者数が100名の場合には、どこの補助単価を用いるのか。

A17 実利用者の人数に応じて助成することとしているが、契約者数の全員が7月中に利用しているのであれば、実利用者数は100名となる。この場合の補助単価としては、定員60人以下の場合の補助単価（20,000円）ではなく、定員81人以上の場合の補助単価を用いることとする。

<障害福祉課 福祉サービス係>

## 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業

Q18 本事業の内容如何。（例えば、就労移行支援事業所等が、特別支援学校に在学中の者等の就労系サービスの利用につき、適否を判断するために、アセスメント（暫定支給決定）を実施する事業なのか。）

A18

アセスメント（暫定支給決定）実施そのものではなく、前段階として実施のための体制整備を行うために必要とされる経費を助成する事業である。

（ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の第三者も入りつつ、特別支援学校作成の個別支援計画等の説明を受けるなどを通じて、本人の状態等につき、共通認識を持ち確認を行う場を設ける等を想定）

（アセスメントの実施自体に関しては、現行制度では、暫定支給決定の過程で実施することとなっているが、今後通知改正を行い、特別支援教育の個別支援計画との連携により、在学中に短期間のアセスメントにより実施が可能である旨を明確にすることとしている。）

＜障害福祉課 就労支援係＞

## 地域移行支度経費支援事業

Q19 1人で買い物をすることが困難な利用者に対して、施設職員が付き添って買い物を行った場合、その人件費や交通費も対象としてよいか。

A19

本人や家族の承諾があれば実費分を対象とすることは可能。

<障害福祉課 地域移行支援係>

## 地域移行支度経費支援事業

Q20 助成を行うのは、対象施設の所在地の都道府県なのか、それとも、支給決定を行っている市町村の所在する都道府県なのか。

A20

原則として、支給決定を行っている市町村の所在する都道府県が助成することとなるが、精神科病院を退院する者や精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設又は精神障害者福祉ホームB型を退所する者の場合は、当該病院・施設所在地の都道府県又は市町村が助成を行う。

<障害福祉課 地域移行支援係>

## 地域移行支度経費支援事業

Q21 実施主体が都道府県となっているが、市町村が施設に助成する形にしてもよいか。

A21

実施主体は都道府県と位置付けているが、市町村が助成した場合について都道府県が助成する等、柔軟な方法で実施して差し支えない。

<障害福祉課 地域移行支援係>

## 地域移行支度経費支援事業

Q22 対象施設・病院が支給を行う際に必要となる事務的な経費についても補助対象としてよいか。

A22

助成額のうち、1割程度（補助額30,000円の場合はそのうち3,000円）までは事務経費に充当することができる。

<障害福祉課 地域移行支援係>

## 障害者自立支援基盤整備事業

**Q23** 児童デイサービス事業について、障害者自立支援基盤整備事業の対象としてよいか。

A23 「その他基盤整備対策に資する改修工事」又は「その他基盤整備対策に資する増築工事」(補助単価1施設当たり20,000千円以内)として、補助対象として差し支えない。

なお、具体的な整備例は以下のとおり。

- ・既存の建物を改修整備
- ・既存の児童デイサービス事業所を拡充するための増築整備
- ・既存の障害児施設に増築整備

<障害福祉課 福祉財政係>

## 地域移行支援事業（障害者地域移行体制強化事業）

**Q24** 対象が「施設入所支援、療養介護、障害児施設（入所）」に限定されているが、旧法施設についても補助対象として差し支えないか。

A24 旧法施設（入所）については、報酬上「退所時特別支援加算（2,097単位（入所中1回及び退所後1回算定可）」が設けられており、これにより旧法施設からの地域生活移行については既に一定の評価を行っているため、今回は補助対象とはしていないところ。

＜障害福祉課福祉サービス係＞

## 地域移行支援事業（障害者地域移行体制強化事業）

**Q25** 当該事業は、入所施設職員による地域移行支援を想定しているが、地域移行を進めるためには他の福祉サービスや医療機関等との調整が必要であるため、たとえば相談支援事業者等が主体となって入所者の地域生活移行を支援する場合には、これらの者を補助対象としてよいか。

A25 施設入所者が安定した地域生活へ移行するためには、入所施設だけではなく、様々な関係機関との連携が必要と考えられることから、このような場合は相談支援事業者等を補助対象として差し支えない。

なお、当該事業の補助については、入所者が地域移行をするごとに1回の補助を行うものであり、複数の支援者が連携する場合であっても、いずれか1つの施設（事業所）のみを補助対象とし、各事業所間での配分については当事者間で調整するものとする。

＜障害福祉課福祉サービス係＞

## 地域移行支援事業（障害者地域移行体制強化事業）

- Q26 ① 算定条件に「退所後3か月以上の継続的な支援」とあるが、施設への助成は、3か月以上の支援実施後に行うと考えて良いか。
- ② 「継続的な支援」とはどのようなものを想定しているのか。
- ③ 退所後3か月以内に再度施設入所を行った場合、補助対象外となるのか。
- ④ 公立施設、独立行政法人についても対象となるか。

- A26 ① お見込みのとおり。
- ② 定期的な電話及び訪問等を想定している。
- ③ その場合は補助対象外となるが、再度地域移行の支援をはかり、その後3か月以上の地域生活が定着した場合に補助対象となる。
- ④ 対象として差し支えない。

<障害福祉課福祉サービス係>

## 地域移行支援事業（障害者地域移行体制強化事業）

- Q27 A県の入所施設に入所しているB県からの入所者が地域移行した場合、当該施設を所管するA県が当該施設に助成するのか。

- A27 当該事業にあっては、入所者の支給決定を行った市町村が所在する都道府県を実施主体とする。

<障害福祉課福祉サービス係>



福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業(障害者地域移行体制強化事業)

Q28 事業実施期間中に、1人の障害者が矯正施設等を退所して障害者支援施設等に入所し、その後退所してグループホームに入居した場合、補助額はどうか。

A28

障害者支援施設入所時及びグループホーム入居時それぞれにつき1,000千円の補助が可能。

<障害福祉課 地域移行支援係>

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業(障害者地域移行体制強化事業)

Q29 「受け入れ後の訓練等終了後にケアホーム又はグループホームで受け入れるための支援」の補助対象はどこになるのか。

A29

グループホーム等の事業者が受け入れる際の準備を行った場合の助成なので、補助対象は移行先のグループホーム等になる。

<障害福祉課 地域移行支援係>

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業(障害者地域移行体制強化事業)

Q30 矯正施設等退所後、グループホームに直接入居した者は対象となるか。

A30

対象として差し支えない。

<障害福祉課 地域移行支援係>

**職場実習・職場見学促進事業(一般就労移行等促進事業)**

**Q31 本事業の助成対象事業所の利用者本人が職場見学を行い、助成を受けた場合、当該職場見学は報酬対象(施設外支援)となるか。**

A31

本事業の助成対象事業所の利用者本人が職場見学を実施し、本事業の助成を受けた場合でも、報酬対象(施設外支援)となる。(職場見学に必要な旅費、資料作成費、交通費等の単発的な経費を想定のため)

<障害福祉課 就労支援係>

**職場実習・職場見学促進事業(一般就労移行等促進事業)**

**Q32 職場見学を同一年度に別の企業にて実施した場合、2回目以降も助成対象となるか。**

A32

お見込みのとおり。

<障害福祉課 就労支援係>

施設外就労等による一般就労移行助成事業(一般就労移行等促進事業)

Q33 本事業による一般就労とは、就労継続支援A型への就労も対象となるのか。

A33

就労継続支援A型への就労も含む。ただし、同一法人内のB型事業所からA型事業所へ就労した場合は対象としない。

<障害福祉課 就労支援係>

施設外就労等による一般就労移行助成事業(一般就労移行等促進事業)

Q34 旧体系施設は当該事業の助成対象となるのか。

A34

本事業は施設外就労等の促進にあわせ、新体系への移行促進を目的とするものであり、旧体系施設は当該事業の助成対象としていない。

<障害福祉課 就労支援係>

施設外就労等による一般就労移行助成事業(一般就労移行等促進事業)

Q35 平成21年3月31日までの間に施設外就労等を実施し、平成21年度に就労した場合は助成対象となるのか。

A35

お見込みのとおり。

平成20年度中に施設外就労等を行い、それによって平成21年度において一般就労した場合は対象となる。

<障害福祉課 就労支援係>

## 障害者一般就労・職場定着促進支援事業(一般就労移行等促進事業)

**Q36** 講座・勉強会・自主交流会について、障害者就業・生活支援センター等の協力機関は必ず必要か。また、協力機関は障害者就業・生活支援センターのほかどのような機関であればよいか。

A36

本事業の講座・勉強会・自主交流会という本事業の趣旨を踏まえれば、就労している者を幅広く、また漏れなく対象とすることが必要であり、障害者就業・生活支援センターとの連携は不可欠と考えている。(就職後一定期間を経過後、一番の理解者であった上司の退職など、環境の変化により不安定な状態を把握する場合等)

また、障害者就業・生活支援センター以外の協力機関としては、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者雇用を積極的に実施している企業等が考えられる。

(※具体例として参考資料1)

<障害福祉課 就労支援係>

## 障害者一般就労・職場定着促進支援事業(一般就労移行等促進事業)

**Q37** 講座・勉強会・自主交流会について、回数に応じて助成とあるが、例えば、講座2回、自主交流会1回、職務分析3回の場合、6回分の助成が実施されるのか。

A37

お見込みのとおり。

なお、1回にかかった経費が20,000円未満の場合は、経費分の助成額となる。

(※具体例として参考資料1)

<障害福祉課 就労支援係>

## 【参考資料1】 一般就労・職場定着促進に関する勉強会、自主交流会(事例)

◎ 就労定着後、一定期間経過した者が対象

(目的) ・職場での状況・環境変化等の把握  
・職場に対する本人意欲、満足度の変化  
・本人の自主的な活動の促進

### (例1) 生活講座(地域生活に必要な知識を実例等から学ぶ)・・・東京都「三茶クローバ」の事例

※三茶クローバー: 世田谷区設置、(社福)東京都知的障害者育成会委託事業

- ・対象者: 知的障害者(世田谷区在住で既就労の方)
- ・開催頻度等: 月1回(土・日曜日等)、2, 3時間程度、平均参加人数約20人
- ・内容: 暮らしに役立つことをテーマにした講座。「マナー講座」、「健康管理」、「金銭管理」、「性」等の話題について講義した後、お互いの暮らしぶりを評価し合う。

### (例2) 夕食会(アフターファイブに立ち寄る形式の食事交流会)・・・東京都「そしがや」の事例

※分室そしがや: 世田谷区設置、(社福)東京都知的障害者育成会委託事業

- ・対象者: 「生活講座」と同じ
- ・開催頻度等: 第3金曜日、午後6:30~7:30、平均参加人数約30人
- ・内容: お互いに社会勉強やイベントづくり等、本人活動の組織「フレンドサポート」等が中心となった食事交流会。食事やイベントはすべて参加者が主体的に用意する。勤務日の勤務終了後に開催することで、アフターファイブの有効利用等を自主的に考える機会を作っている。

### (例3) セルフヘルプ・グループ会(精神障害の方の自律的な活動を支援)・・・大阪市障害者就業・生活支援センター及び、市内就労移行支援事業所等が連携して実施している事例

- ・対象者: 精神障害者(大阪市在住の方で既就労の方)
- ・開催頻度等: 月1回、午後6時~7時、平均参加人数約25人
- ・内容: 定期的に、お互いに病状や就労状況、地域生活の不安や悩みを打ち明ける互助的な会。勤務日の勤務終了後や通院終了後の時間帯に行っている。ピア・カウンセリングやSST(ソーシャル・スキル・トレーニング)として行うこともある。

障害者一般就労・職場定着促進支援事業(一般就労移行等促進事業)

Q38 職務分析については、どのような助成事業か。

A38

障害者の雇用を検討する企業に対し、雇用可能とするための、当該企業の職員配置状況、作業工程、職務内容等进行分析し、その結果を企業に具体的に提案した場合の助成事業である。

(具体例として参考資料2)

<障害福祉課 就労支援係>

障害者一般就労・職場定着促進支援事業(一般就労移行等促進事業)

Q39 「福祉専門職員等」とは、一般的にどの職員を想定しているのか。

A39

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士その他、社会適応訓練等の知識に習熟している者を想定している。

<障害福祉課 就労支援係>



## 【参考資料2】 障害者の雇用を検討する企業への職務分析の実施事例

- ◎ 障害者の雇用を検討する企業の職務分析を実施 (目的) ・企業担当者の立場で雇用職種・雇用できる場を分析し、提案する  
・次段階の職場実習等につながる提案を行う

### (例) 地域の企業に対する提案事例 (知的障害者→企業の生産工場)

ステップ ① 対象障害者の得意な作業等(当事者がやり慣れた形態や業種等)を確認。 1～3日程度  
(例1) 知的障害のある方の傾向として毎回同じ毎回決まっている仕事が得意(個人差有り)  
(例2) 知的障害のある方の傾向として反復する、繰り返す仕事が得意(個人差有り)



ステップ ② 支援者(就労支援員等)が当該企業において実習として職務を行い、既存の工程を分析し、障害者が実際に従事可能な工程(職務内容)を確認 3～5日程度  
(例1) 毎回同じで決まっている仕事があるか・・・作業内容、作業方法、作業場所、作業時間  
(例2) 反復する・繰り返す仕事があるか・・・所要時間(1日のうち、1回につき)、件数  
(例3) 切り出しや細分化で可能となる仕事があるか  
(例4) 治具の開発を行うことで可能となる仕事があるか



ステップ ③ 上記の①、②について、複数のマッチング例を作成。 1日程度  
(例) 毎回同じで決まっている・・・1)標準工程がある、2)部品の名称が固定、3)図示あり



ステップ ④ 仕事以外に、障害者が働きやすい職場であるか、支援者の視点で確認 1～2日程度

## 離職・再チャレンジ支援促進事業(一般就労移行等促進事業)

Q40 離職危機への支援の判断基準、把握方法について、教えていただきたい。

A40

離職危機の判断基準については、本人、家族・企業側等の関係者から、離職にかかる何らかの連絡や相談があった場合であり、何らかの介入がなければ離職の危機、もしくは離職が回避できない場合であることを想定しているが、その把握方法としては、今回新規の基金事業である一般就労移行等促進事業の「障害者一般就労・職場定着促進支援事業」での自主交流会、勉強会において、一般就労後一定期間経ている者本人から直接話を聞く機会となる事業があるため、その事業の積極的な活用及び事業を実施して連携を行った上での本事業の実施に努めていただきたい。

<障害福祉課 就労支援係>

## 離職・再チャレンジ支援促進事業(一般就労移行等促進事業)

Q41 以前就労移行支援事業所等を利用した者以外も対象とするのか。

A41

現在の経済状況を踏まえ対応する事業であるので、以前の就労移行支援事業所等を利用した者のみならず、離職の危機にある者を幅広く対象にされたい。

<障害福祉課 就労支援係>

## 目標工賃達成助成事業(一般就労移行等促進事業)

Q42 本事業について、例えば平成21年度の場合、平成20年度平均工賃の20%以上の目標を平成21年度に立て、平成21年度の実績がその目標を達成した場合、平成22年度に助成されるのか。

A42

お見込みのとおり。

平成20年度実績額算出の際に、次年度(平成21年度)の目標工賃において工賃実績額の20%以上の増額を目標工賃額として掲げており、かつ平成21年度実績においてその目標を達成した場合に、達成を評価するため、平成22年度に助成を実施する事業である。

<障害福祉課 就労支援係>

## 目標工賃達成助成事業(一般就労移行等促進事業)

Q43 目標工賃達成事業の判断の基準となる実績、目標工賃について、教えていただきたい。

A43

平成22年度に目標工賃達成加算を算定する際の実績、目標工賃額で判断いただきたい。なお、当該事業における「平均工賃月額」とは、目標工賃達成加算算定における前々年度の工賃実績額(月給)を指す。(「月給」での実績額でない場合、「月給」の部分「日給」「時給」と読み替えていただいて差し支えない)

なお、目標工賃達成加算算定時に、月給ではなく、時給もしくは日給の比較で算定している場合、当該事業の助成対象の可否の判断も同様の基準(時給、日給)で判断していただいて差し支えない。

<障害福祉課 就労支援係>

就労継続支援A型への移行助成事業(一般就労移行等促進事業)

Q44 本事業の助成を受けた場合、必ず就労継続支援A型に移行しなければならないのか。

A44

本事業は、就労継続支援A型の移行について、具体的に検討するために必要とされる経費を助成する事業のため、助成対象事業所を選定の際には、就労継続支援A型へ移行する考えであることが法人組織として意志決定されているか、確認する必要がある。

<障害福祉課 就労支援係>

就労継続支援A型への移行助成事業(一般就労移行等促進事業)

Q45 本事業の助成を受けた場合、いつまでに就労継続支援A型に移行しなければならないのか。

A45

原則として基金事業の終了する平成23年度末までに就労継続支援A型に移行する場合を対象とするため、助成対象事業所選定の際に、就労継続支援A型への移行予定日が平成23年度末までである旨、計画等に記載されているか、確認する必要がある。

<障害福祉課 就労支援係>

## 小規模作業所移行促進事業

Q46 今回示された取扱いは、平成21年度以降の助成に係る取扱いと考えてよいか。

A46 お見込みのとおり。

<自立支援振興室地域生活支援係>

## 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業

Q47 相談支援発展推進支援事業及びピアサポートセンター等設置推進事業について、平成20年度までの相談支援事業立ち上げ支援事業あるいはピアサポート強化事業を実施済みであっても新たに事業を実施する場合は補助対象としてよいか。

A47

補助対象としてよい。

<障害福祉課 相談支援係>

## 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業

**Q48** 都道府県が整備することが想定される主なシステムには、指定事業所管理システムがあるが、このほか、障害児施設給付費の支給決定（受給者台帳）システムに係る開発・改修経費は、本事業の対象となるか。

A48 対象として差し支えない。

**Q49** 自治体が設置運営する障害福祉サービス事業所や障害児施設等の請求システムに係る開発・改修経費は、本事業の対象となるか。

A49 対象として差し支えない。

**Q50** システム運用に係る保守委託経費は、本事業の対象となるか。

A50 対象として差し支えない。

**Q51** システム（ハードウェア、ソフトウェア）をリース契約により調達している場合、そのリース料は、本事業の対象となるか。

A51 対象として差し支えない。

## 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業

**Q52 法改正に伴う一時的な事務量の増加に対応するため、非常勤職員又は臨時的任用職員を雇用した場合、当該経費は本事業の対象となるか。**

A52 対象として差し支えない。

ただし、当該職員に障害者自立支援法等の改正と直接関係しない業務も併せて担当させる場合には、当該業務に要する人役を整理の上、基金とそれ以外の財源との切り分けを適切に行う必要がある。また、正職員の人件費はそもそも対象とならないことに留意すること。

**Q53 前回は、各都道府県毎に定められた補助単価について、20%の範囲内で増額を認める措置が講じられたが、今後もそのような対応を予定しているか。**

A53 本事業や基金全体の執行状況を勘案しながら、今後必要に応じて一定の増額を認める措置を講じることも検討したい。

**Q54 現在の基金で示されていた補助単価と、今回、基金の増設に当たって示された補助単価（H21.1.14付事務連絡）の合計値をもって、平成18～23年度の間を実施する本事業に充当できる基金の上限額と考えて差し支えないか。**

A54 差し支えない。



## 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業

Q55 平成20年度中にシステム改修を実施する必要があるが、現在の基金で示されていた補助単価に不足が生じている。  
ついては、今回、基金を増設するに当たって示された補助単価（H21.1.14付事務連絡）の範囲内で、基金を平成20年度事業に充当して差し支えないか。

A55 差し支えない。

相談支援充実・強化事業

Q56 平成20年度に事業を実施し、100万円の補助を受けたが、平成21年度に引き続き事業を実施する場合は70万円までの補助が受けられるか。

A56

平成20年～23年の間で上限が1市町村あたり170万円となっているため、その範囲内であれば可能。

<障害福祉課 相談支援係>

## 精神障害者生活訓練施設等移行促進支援事業

Q57 移行準備が複数年に渡った場合、複数年に分割して助成することは可能か。

A57

平成22年度までに移行するのであれば、1施設につき補助単価の範囲内で複数年に分けて助成することは可能。

<障害福祉課 地域移行支援係>

事業者コスト対策（その他法施行に伴い緊急に必要な事業）

Q58 補助対象範囲について、

○事務処理コスト対策

①新規請求ソフトの購入又はシステムをリース契約で行っている場合であっても対象としてよいか。

②ハードウェアの購入等は対象外か。

○諸物価高騰対策

③諸物価高騰の範囲について。

A58 ① 対象として差し支えない。

② 平成21年度報酬改定にともない真に必要と認める場合は対象として差し支えない。

③ 平成19年度と同様の取扱とする。助成すべき具体的な内容、対象経費については、各事業者の実情当により大きく異なるところであり、各都道府県の審査に基づく判断に委ねられることとする。  
なお、主に想定されるものについては、冬期の暖房に必要な燃料の購入等の経費が考えられるところである。

<障害福祉課福祉サービス係>

オストメイト（人工肛門・人口膀胱造設者）対応トイレ設備緊急整備事業

Q59 今回、補助単価が50万円から100万円に上がったが、工事費についても助成対象として差し支えないのか。  
また、既存の身体障害者用トイレは配管の関係上改修できないことから、簡易用トイレを整備したいと考えているが、助成対象としてよいか。

A59

これまでは、50万円で工事費を除く設備費のみが対象であったが、21年度以降に計画される場合は工事費を含む100万円と単価設定をしたところである。  
また、既存の身体障害者用トイレが改修できない場合は、簡易用トイレを整備しても差し支えない。

<自立支援振興室 社会参加支援係>

Q60 当該事業においては、各自治体における整備箇所数の目安が示されていたが、今回もその整備箇所数の考え方に変更はないか。

A60

21年度～23年度の整備箇所数の目安については、改めて次のとおりとします。

※各自治体（都道府県及び市町村）数に、都道府県の人口10万人につき1か所ずつ加算した数

<自立支援振興室 社会参加支援係>

## 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業

**Q61 「聴覚障害者用情報受信装置」を利用する者への支援とあるが、既存の日常生活用具給付等事業において、アイ・ドラゴンを給付していることとのすみ分けはどのようなのか。**

A61

今回の事業で対象とするのは、既にアイ・ドラゴンⅠ、Ⅱ（Ⅱ2aを除く）を給付されている者で、平成23年の地上デジタル放送へ完全移行することに伴い、買い換えざるを得ない者に対し、緊急的に助成するものである。

地デジ対応のアイ・ドラゴン（新機種）が発売された以降、新規に給付する場合は、従前どおり、日常生活用具給付等事業で助成するものである。

＜自立支援振興室 社会参加支援係＞

**Q62 音声コード普及のための研修を行うとあるが、どのようなことを想定しているのか。**

A62

活字文書からの情報入手が困難な視覚障害者については、音声による情報入手も一つの方法であるが、活字文書を音声で聞くための「音声コード」に関する研修は次のとおり想定しております。

- ・実施主体：都道府県又は市町村
- ・研修対象者：自治体職員、音声コードを活用する予定の公的機関や団体など  
（公的機関の例：病院（薬局）、郵便局、銀行等）  
（ただし、視覚障害者が音声コードを利用するための使用方法の研修は想定していない）
- ・研修内容：音声コードの活用の現状や普及、使用方法など  
（自治体等での実際の情報支援機器やソフトウェアの活用事例、各種機器の特徴や使用方法等）
- ・研修講師：研修実績のある者

なお、本研修を行うにあたっては、視覚障害者団体の協力を得ながら実施願いたい。

＜自立支援振興室 社会参加支援係＞

## 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業

**Q63 聴覚障害者用情報受信装置（アイドラゴンⅢ）の緊急支援についての実施年度は平成21～23年度であるが、21年度の実施内容としては、どの様なものが想定されるのか。**

A63

地デジ対応の聴覚障害者用情報受信装置（アイドラゴンⅢ）の緊急支援については、現在、装置の開発事業者等と具体的な実施手法等について調整しているが、今のところ、この開発には21年末までかかる予定であり、また、新製品を消費税非課税対象物品とする財務省への承認手続きを行う必要があることから、実際に給付することができるのは22年度当初からとなる見込である。これらが明らかになった時点で、再度、事務連絡を発出する予定である。

（※現在、調整中の事業実施イメージについては下記に記載の内容を確認されたい。）

なお、今回新製品に交換対象となる機種は、アイドラゴンⅠ、アイドラゴンⅡであり、アイドラゴンⅡ2aについては、市販予定の簡易チューナーで受信可能となることから、緊急支援では対象外とする。

アイドラゴンの機種毎の発売時期は、Ⅰが平成14～15年、Ⅱが15年4月～17年9月末、Ⅱ2aが17年10月～となっているので、特別対策事業の実施計画作成の参考にされたい。

### ◎緊急支援の事業実施イメージ

＜平成21年度＞

市町村での対象者確認、リスト作成（販売店の協力により実施）

・台数等の確認、給付時期の調整など

\* 移転者など本人からの問い合わせによるリストの追加削除等



市町村からの対象者への事業案内通知

・受信装置緊急支援の申請案内、販売店への情報提供の承諾



市町村は対象者から申請書等受理



市町村における支援対象決定、市町村から販売店への給付依頼



販売店から対象者へ給付の日程調整等連絡 ↗



＜平成22年度以降＞

対象者、受信装置の受理

・自ら販売店で機器受領、又は販売店が対象者宅訪問し取り替え

\* 対象者からは受領印をもらう



販売店、市町村への受信装置代請求（支払い）

## 福祉機器相談基盤整備事業

Q64 「先進地域の見学のための旅費等は本事業の対象となるか。」

A64

本事業の趣旨としては、各都道府県政令市内の補装具意見書作成医療機関や保健所等の資質向上も目的としているため、単に更生相談所職員の旅費に使用することは適当でない。先進地域の職員を講師として招聘するための費用であれば差し支えない。

<自立支援振興室 社会参加支援係>

Q65 備品購入費や人件費、ランニングコストについて本事業の対象となるか。

A65

備品購入費や人件費、ランニングコストについて対象とすることは不適當である。研修に必要な物品のレンタル費用については差し支えない。

<自立支援振興室 社会参加支援係>



## 福祉機器相談基盤整備事業

Q66 近県を集めたブロック単位での研修会について、本事業の対象となるか。

A66

対象として差し支えない。

<自立支援振興室 社会参加支援係>

Q67 更生相談所の機能強化について、具体的にどういったことを想定しているか。

A67

- ①補装具の処方とチェック機能の充実  
チームによるチェック機能体制の構築を図る。
  - ②補装具の作製に関わる医療従事者のレベルアップ  
補装具支給システムの確認および補装具のパーツ機能等に関する研修を具体化する。
  - ③障害者の総合的な相談およびケアプラン作成機能の充実  
障害者に対する診断・予後予測を含め、総合的な評価に基づくケアプラン（リハビリテーション計画）の作成など。
  - ④リハビリテーションセンターあるいは大学病院・基幹病院リハビリテーション科との連携強化  
（一体的運営）
- 上記①～③とも関連して人材の確保と育成を図る。  
等が考えられる。

<自立支援振興室 社会参加支援係>

## コミュニケーション支援広域支援検討事業

**Q68 検討のための会議開催経費等には、先進県の視察調査旅費、また実施経費も含まれるか。**

A68

基本的には都道府県内の検討経費を想定しているので、県外調査費用及び実施経費については見込んでいない。

なお、先進県職員等に講師として検討会参加を求めることは可能である。また、調整のため県内各地に出向き打合せ等を実施することも可能である。

<自立支援振興室 社会参加支援係>

## 体育館等バリアフリー整備事業

**Q69 体育館以外の補助対象施設はどのようなものか。  
また、工事費についても助成対象として差し支えないのか。**

A69

公立施設で、障害者スポーツ施設、一般体育館のほか、プールや陸上競技場などのスポーツ施設が対象である。

また、工事費についても助成対象として差し支えない。

<自立支援振興室 社会参加支援係>

## 体育館等バリアフリー整備事業

Q70 対象施設が災害時の福祉避難所として指定されている場合、災害用の多目的トイレは設置可能か。

A70

障害者スポーツの振興という目的で整備を行うのであれば、設置は可能である。

<自立支援振興室 社会参加支援係>